

Kuroco サポートサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社ディパータ（本店所在地：東京都新宿区神楽河岸1-1。以下「当社」という。）が、開発製造し提供する「Kuroco」（以下、「Kuroco サービス」という。）を利用いただくお客様（以下「お客様」という。）を対象に、有償で提供するサポートサービス（以下「本サービス」という。）に関して定めるものである。

第1条（目的）

本サービスの提供に関する契約（以下「本契約」という。）は、本規約および別途当社の定めるサポートサービスメニュー（以下「サポートサービスメニュー」という。）に記載する諸条件にお客様が同意し、当社の定める方法により申込を行い、当社が承諾した時点で成立するものとする。

第2条（本サービスの内容）

本契約は、お客様が利用する Kuroco サービスに対する有償サポートを当社が行う準委任による業務委託契約であり、当社は当社サイトにサポートサービスメニューを記載し、申込時にお客様が指定したサポートサービス事項（以下、「本サポート業務」という。）をお客様のために行う。

第3条（本サポート業務の受付方法及び受付時間帯）

1. 本サポート業務の受付は、原則としてメールまたは当社指定のオンラインコミュニケーションツールによるものとする。
2. 本サポート業務を行う時間帯は、月曜-金曜 11:00 ~ 18:30（祝祭日、年末年始、当社の会社指定休業日は除く）とする。
※業務時間外の問い合わせについて、緊急度の高い対応はベストエフォートで対応するが、原則として翌営業日以降の対応とする。

第4条（本サポート業務の実施方法）

1. 当社は、お客様からの受付内容により本サポート業務を実施する。
2. 当社が本サポート業務を実施するにあたり、お客様が所有する資料、情報、アカウント権限等が必要な場合は、お客様はこれを当社に無償で提供する。
3. 本サポート業務の内容が本規約およびサポートサービスメニューに規定された範囲を超えるときには、別途協議により内容を定めるものとする。

第5条（サービス料金）

1. お客様は、当社に対し、本サービスの料金として当社サイトに記載の金額を支払うものとする。
2. 本規約に基づきお客様が支払われた料金は、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合を除き、払い戻しはされないものとする。

第6条（支払方法）

お客様は当社サイトで指定された手段で支払いを行うものとする。なお、銀行送金の際の手数料は、お客様が負担するものとする。

第7条（再委託）

当社は、自己の費用と責任において、本サポート業務を当社が指定する会社に再委託できるものとする。

第8条（免責事項）

1. 本規約に基づき当社が実施したサポート業務に瑕疵があり、原因となったサポート業務終了後 6 ヶ月以内にお客様が当社に対してこの旨を通知したときは、当社は、当該サポート業務の誤りを訂正しサポート業務の

対象となったサービスが正常に稼働するまで再サポート業務を行うものとする。

2. 万一当社がお客様に対し提供したサポート業務に起因して損害賠償責任を負うときは、本契約の30日分のサービス料金相当額をもってその上限とする。
3. 前項の規定は、本契約に基づくサポート業務の瑕疵についての当社の責任のすべてを定めたものとする。

第9条（秘密情報・個人情報）

1. 本規約において、秘密情報とは本規約の履行に際して、お客様および当社が相互に開示し、又は自ら知り得た相手方の業務上、技術上の情報のうち、秘密である旨の表示を付されたものをいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - (1) 開示の時点で既に公知の情報
 - (2) 開示の時点で受領当事者が既に知っていた情報
 - (3) 開示後、受領当事者の過失なく、公知となった情報
 - (4) 受領当事者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者又は開示当事者と無関係の情報源から適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報に拠らず受領当事者が独自に開発した情報
2. 本規約において、個人情報とは、本規約の履行に際して、お客様および当社が相互に開示・提供し、又は自ら知り得た個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述、又は番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）をいう。
4. お客様および当社は、秘密情報・個人情報の秘密を保持し、相手方の書面による事前の承諾なくして、第7条に定める再委託先を除く第三者に開示又は漏洩してはならない。
5. お客様および当社は、相手方の事前の書面による承諾なしに、秘密情報・個人情報を本規約以外の目的のために使用してはならない。
6. 第4項及び前項の規定にかかわらず、いずれの当事者も、裁判所及び行政機関から秘密情報の開示を求められた場合には、必要最低限の範囲で開示することができる。但し、秘密情報の開示に先立ち、相手方当事者にその旨書面で通知すると共に、開示する秘密情報が開示先においても秘密に保たれるよう必要な手段を可能な限り講ずるものとする。
7. 本契約終了後といえども、本条の定めは本契約の有効期間終了後5年間有効に存続するものとする。
8. 本契約が終了した場合、お客様および当社は相手方の秘密情報を、相手方の指示に従い、返却又は相手方の指示する方法で破棄するものとする。

第10条（途中解約）

お客様は、本契約の契約期間中であっても契約開始日から30日経過した以降であれば、本契約を将来に向かって解約する事ができる。

第11条（契約解除）

お客様および当社が次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、相手方は何らの通知・催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。本条による解除は、お客様または当社が被った損害について、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 本規約に基づく債務を履行せず、あるいは本規約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該不履行又は違反が是正されないとき
- (2) 本サービスの趣旨に沿わないサポート業務の依頼や、必要以上に問い合わせを反復的に繰り返す等の営業妨害行為をお客様が行ったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 支払不能、支払停止の状態に陥ったとき
- (5) 振出、引受、裏書をした手形・小切手が1通でも不渡りとなったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき

- (7) 解散の決議があったとき又は事業を廃止したとき
- (8) 私的整理（任意整理）に入った場合
- (9) その他、支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
- (10) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (11) 暴力団等に属している場合又は暴力団等に属していた場合
- (12) 役員・従業員のうち暴力団等に該当する者がある場合又は暴力団等に該当する者があった場合
- (13) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為を行ったとき

第12条（契約内容の変更）

本契約の内容は、両当事者の書面による合意によって変更することができる。

第13条（協 議）

本規約に関し、定めのない事項、又は各解釈について疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議の上解決する。

第14条（準 拠 法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とする。

第15条（紛 争）

本契約に関して紛争を生じたときは、各当事者は相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとする。本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。他の裁判所について生じる法的管轄は、本条における合意をもって、これを排除する。

以 上

2021年10月1日制定

2022年6月1日改訂

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ6階

株式会社ディパータ

代表取締役 加藤 健太